

個人情報開示等請求書

必要事項の記入漏れ、書類の不足その他手続に不備がありますと、開示請求に応じかねる場合がありますのでご了承ください。
また、記入漏れ、書類の不足その他手続の不備によって開示請求に対する回答が遅れたとしても、当社はその責任を負いかねますので、予めご了承ください。

KSメディカルサポート株式会社 宛

私は、貴社所定の手続きに従い、以下のとおり貴社の開示対象個人情報の開示(利用目的の通知、変更等を含む)を請求します。

請求者	氏名	フリガナ	印	開示対象者との関係
	住所	〒 都 道 府 県	生年月日 年 月 日	
	メールアドレス		電話番号	
@	① — —			
	② — —			

請求者と開示対象者が異なる場合(代理人の場合)は、以下の内容もご記入ください。記入する内容は委任状に記載された内容と同一としてください。
同一でない場合は開示請求に応じかねますのでご了承ください。また、開示対象者に対し開示の意思確認をさせていただきます。
開示対象者の意思確認が行えない場合、開示請求に応じかねる場合がありますので予めご了承ください。

開示対象者	氏名	フリガナ	生年月日 年 月 日
	住所	〒 都 道 府 県	電話番号
			① — —
		② — —	

- 請求内容(該当する番号を○で囲んでください。)
- (該当項目にレ点および趣旨等を「具体的な請求内容」に記載してください)
- 1. 個人情報の開示
 - 2. 個人情報の利用目的の通知
 - 3. 個人情報の訂正 (☐ 訂正 ☐ 追加 ☐ 削除)、趣旨、理由
 - 4. 個人情報の停止 (☐ 利用停止 ☐ 消去 ☐ 第三者提供の停) 理由

- 希望する回答方法(該当する番号を○で囲んでください。)
- 1. 郵送
 - 2. 電子メールによるPDF送付

■具体的な請求内容

--

※注意事項を必ずお読みください。

■ KSメディカルサポート(株)使用欄

本人確認方法
1. 運転免許証(写し) 2. パスポート(写し) 3. 外国人登録証明書(写し)
4. 健康保険証(写し)+3ヶ月以内に取得した住民票(原本)
5. 後見人等登記事項証明書
6. その他 ()

責 任 者	受 付
年 月 日	年 月 日

※保管期間3カ月

【 注意事項 】

1. ご提出いただくもの(○印が開示請求等に必要書類です。)

開示等の求めに際してご提出いただく書面		本人等		
		本人および 連帯保証人	法定代理人 および相続人	任意代理人
①当社指定の書面	個人情報開示等請求書	○	○	○
②本人等自身を証明 するための書類	本人または連帯保証人自身を証明する為の書類	○	—	—
	代理人(法定代理人、相続人、任意代理人)自身を証明する為の書類	—	○	○
③代理人等の資格を 証明するための書類	法定代理人および相続人の資格を証明する為の書類	—	○	—
	任意代理人の資格を証明する為の書類	—	—	○

(1)本人等自身を証明するための書類

本人確認書類として以下より1点(有効期限内のもの)		左記書類をお持ちでない場合は、以下書類より2点(有効期限内のもの)	
写 真 付 き	運転免許証	写 真 な し	(被保険者番号・記号をマスキングした)各種健康保険証
	旅券(パスポート)		各種年金手帳
	外国人登録証明書		印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内の原本)
	在留カード		(本籍地をマスキングした)戸籍謄本・抄本 (発行日から3ヶ月以内の原本)
	特別永住者証明書		住民票(発行日から3ヶ月以内の原本)
	船員手帳		その他公的機関が発行する証明書
	その他公的機関が発行する顔写真付き証明書		

※郵送の場合、()に原本と記載のない書類はコピーにてお願いいたします。

(2)代理人等の資格を証明するための書類

開示請求者(代理人)		代理人の資格を証明するための書類
法定代理人	親権者	本人との関係が証明できる戸籍謄本または住民票(発行日から3ヶ月以内の原本)
	未成年後見人	本人との関係が証明できる戸籍謄本または裁判所の選任審判書(写し、発行日から3ヶ月以内) または後見登記の登記事項証明書
	成年後見人	裁判所の選任審判書および審判確定証明書(写し、発行日から3ヶ月以内) または後見登記の登記事項証明書
相続人		被相続人と相続人との関係が証明できる被相続人の除籍謄本・抄本等および相続人の戸籍謄本・抄本等(発行日から3ヶ月以内の原本)
任意代理人		開示等請求委任状 ※本人の実印押印と印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内の原本)

2. 回答方法

ご依頼者	回答方法
ご本人・連帯保証人または任意代理人	請求者が当社に届出ている住所に郵送または、メールアドレスへのPDF送付により回答
法定代理人または相続人	請求者の本人確認書類記載の住所に郵送または、メールアドレスへのPDF送付により回答

※ 郵送にて送付しました開示報告書面が、郵便局より「保管切れ」で当社へ返送された場合、個人情報保護のため3ヶ月保管後廃棄しておりますので、期間経過後は、再度、開示手続きをしていただきますようお願いいたします。

以上